

第95回 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 平成30年6月22日（金曜日）
午前10時

場 所 | 静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル
4階 シャングリラ

東芝機械株式会社

証券コード：6104

東芝機械グループ 経営理念

東芝機械グループは、人間尊重を基本として、豊かな価値の創造により、産業の基盤づくりに寄与し、世界の人々の生活・文化の向上に貢献します。

人を大切にします

東芝機械グループは、公正かつ健全な事業活動を通じて、顧客、株主、従業員をはじめ、すべての人々を大切にします。

豊かな価値を創造します

東芝機械グループは、メカトロニクスとシステム分野を中心に技術革新を進め、産業の基盤づくりに寄与し、豊かな価値を創造します。

社会に貢献します

東芝機械グループは、環境、資源を大切にし、よき企業市民として、社会の発展に貢献します。

(目 次)

	頁		頁
招集ご通知	1	連結株主資本等変動計算書	31
議決権行使の方法についてのご案内	2	連結注記表	32
事業報告	4	貸借対照表	38
1. 企業集団の現況に関する事項	4	損益計算書	39
2. 会社の株式に関する事項	13	株主資本等変動計算書	40
3. 会社の新株予約権等に関する事項	13	個別注記表	41
4. 会社役員に関する事項	14	連結計算書類に係る会計監査報告	45
5. 会計監査人の状況	18	計算書類に係る会計監査報告	46
6. 業務の適正を確保するための体制	20	監査役会の監査報告	47
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	24	株主総会参考書類	49
8. 会社の支配に関する基本方針	25	第1号議案 株式併合の件	49
9. 剰余金の配当等の決定に関する方針	28	第2号議案 取締役9名選任の件	51
連結貸借対照表	29	第3号議案 監査役1名選任の件	57
連結損益計算書	30	第4号議案 補欠監査役1名選任の件	58
		株主総会会場ご案内図	裏表紙

証券コード：6104
平成30年6月1日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
東芝機械株式会社
取締役社長 三 上 高 弘

第95回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第95回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成30年6月22日（金曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。） |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告、連結
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報
告の件
2. 第95期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）計算書類報告の
件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.toshiba-machine.co.jp>）に掲載させていただきます。

本招集ご通知の内容については、早期に情報をご提供する観点から、本通知発送前に当社ウェブサイトに掲載いたしました。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使の場合



議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

平成30年6月22日（金曜日）午前10時

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行使のご案内（右記）をご参照のうえ、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成30年6月21日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス
<https://www.web54.net>

※「ウェブ行使」で検索いただけます。

アクセス手順

① 議決権行使サイトへアクセス

<https://www.web54.net>
 「次へすすむ」をクリック

② ログインする

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

③ パスワードの入力

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください

■ システムに係わる条件について

インターネットにより議決権行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- ア. 画面の解像度が横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- イ. 次のアプリケーションをインストールしていること。
 - (a) ウェブブラウザとして Ver.5.01 SP2 以降の Microsoft® Internet Explorer
 - (b) PDFファイルブラウザとして Ver.4.0 以降の Adobe® Acrobat® Reader® または、Ver.6.0以降の Adobe® Reader®

※Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader® およびAdobe® Reader® は米国Adobe Systems Incorporatedの、米国および各国での登録商標、商標および製品名です。

※これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- ウ. ウェブブラウザおよび同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- エ. 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバおよびセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社「CJ」の運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコンの操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

【電話】 0120 (652) 031

(受付時間 9:00~21:00)

- (2) 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様
 証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社へお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
 三井住友信託銀行 証券代行事務センター

【電話】 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内の景気は、政府の経済政策や輸出の増加等により企業収益や雇用情勢の改善が継続し、設備投資の増加や個人消費が持ち直すなど緩やかな回復基調で推移いたしました。海外の景気は、欧米経済が堅調に推移、中国・東南アジア経済も改善が継続し、総じて緩やかな回復基調で推移いたしました。一方で、地政学リスクや欧米の政策転換等により不確実性が高まるなど、世界経済は依然として先行き不透明な状態が続いております。

当社グループが属する機械業界につきましても、国内の設備投資は緩やかながら回復傾向を示しているものの、海外は対象とする市場や製品により景況感に差異が生じております。

このような経済環境のもとで、当社グループは中期経営計画「TM-P Σ Plan」(Toshiba Machine Profit Sigma Plan)を平成28年4月1日からスタートさせ、これまでの「先進と拡張」の考えを継承しつつ、新たに「高収益体質への変革」と「選択と集中」を基本方針といたしました。今後成長が見込めるグローバル市場において、当社グループが着実に成長していくための諸施策として、総原価の低減、収益性改善に向けた生産革新活動、グローバルな最適調達網の構築、新市場の開拓、国内外の注力市場に向けた新商品の開発、受注の拡大等に全力をあげ、取り組んでまいりました。

当連結会計年度の受注高は、1,281億3千9百万円(前連結会計年度比9.5%増)となりました。このうち、海外受注高は、全体の59.3%の760億4千8百万円となりました。

また、売上高は、一部の部材の調達遅れの影響を受けたものの、1,168億6千2百万円(前連結会計年度比5.0%増)となりました。このうち、海外売上高は、全体の60.3%の705億5百万円となりました。

損益につきましては、原材料の高騰等の悪化要因があったものの、原価低減の諸施策による成形機セグメントを中心とした利益改善が継続した結果、営業利益は46億4千万円(前連結会計年度比3.7%増)、経常利益は、受取解約金や為替差益による営業外収益の増加により、69億8千2百万円(前連結会計年度比29.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は、50億1千6百万円(前連結会計年度比182.4%増)となりました。

当社グループの事業別の受注高、売上高および営業の概況は、次のとおりであります。

事業	受注高 ([] 内は構成比)	売上高 ([] 内は構成比)
成形機事業 (射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など)	92,295 [72.0%]	80,265 [68.7%]
工作機械事業 (大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など)	24,186 [18.9%]	23,700 [20.3%]
その他の事業 (産業用ロボット、電子制御装置など)	11,657 [9.1%]	12,896 [11.0%]
合計	128,139 [100.0%]	116,862 [100.0%]

成形機事業 (射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など)

射出成形機は、国内、中国、インドの自動車向けを中心に販売と受注が堅調に推移いたしました。自動車・二輪車向けを主な供給先とするダイカストマシンは、国内、中国、インドの需要回復や東南アジアのハードディスクケースの需要を受けて、販売と受注が堅調に推移いたしました。

押出成形機は、中国の二次電池関連業界向けシート・フィルム製造装置の需要拡大の継続を受けて、販売と受注が堅調に推移いたしました。

この結果、成形機事業全体の受注高は、922億9千5百万円（前連結会計年度比15.5%増、海外比率71.5%）となりました。

一方、売上高につきましては、802億6千5百万円（前連結会計年度比11.7%増、海外比率70.3%）となりました。

工作機械事業 (大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など)

工作機械は、業界全体は中・小型機を中心に好調に推移いたしました。大型・特殊機の国内外需要は軟調に推移いたしました。

このような状況のもとで、販売は、北米、韓国の機械部品加工向けが増加したものの、それ以外の地域で減少いたしました。受注は、注力する自動車・航空機市場に対する施策の成果が見え始めたものの、北米のエネルギー向け設備投資や鉱山機械向けの需要低迷が継続いたしました。一方で、工作機械業界の好調さに牽引され、国内外の一般産業機械向け全般に設備投資の動きが出始めております。

精密加工機は、アジア向けの中小型ディスプレイ金型加工の需要減少や、国内レンズ金型加工の一時的な需要停滞を受けて、販売は減少いたしました。受注は、国内の自動車用光学部品金型やオリンピックを見据えたカメラおよび交換レンズ用金型加工、中国、台湾のスマートフォン金型向けの需要増加を受けて、堅調に推移いたしました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は、241億8千6百万円（前連結会計年度比0.3%減、海外比率29.4%）となりました。

一方、売上高につきましては、237億円（前連結会計年度比19.6%減、海外比率42.2%）となりました。

その他の事業（産業用ロボット、電子制御装置など）

前連結会計年度に受注した微細転写装置の減少を受けて、その他の事業全体の受注高は減少いたしました。産業用ロボットは、国内の自動車等の自動化関連設備や、東アジアを中心とした電子デバイス・スマートフォン関連部品の組立自動化設備向けに、販売と受注が堅調に推移いたしました。

この結果、その他の事業全体の受注高は、116億5千7百万円（前連結会計年度比9.1%減、海外比率25.2%）となりました。

一方、売上高につきましては、128億9千6百万円（前連結会計年度比28.6%増、海外比率31.9%）となりました。

(2) 設備投資等と資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は46億8千7百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

- ・ 当社
御殿場工場 建物（テクニカルセンター等） 新築

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

- ・ 当社
沼津工場 機械装置（生産設備等） 増設

なお、これらに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の経済環境は、緩やかな回復基調で推移することが期待されるものの、中国をはじめとする新興国経済の動向、米国の保護主義的政策への転換による世界経済への波及、国際的に深刻化する貿易摩擦不安、世界的な地政学リスクの高まり、為替変動等先行き不透明な状況が続くことが予想されます。また、国内外企業との競争激化等厳しい事業環境が想定されます。

このような状況のもと、当社グループは、国内外工場における生産のさらなる効率化、調達難の解消も含めた最適調達の一層の強化等のグループ全体での総原価低減諸施策の実施、地域・顧客等新市場の開拓、市場・顧客ニーズにあった新商品の開発・販売等によりグローバル市場でのブランド力を高め、さらなる収益の拡大に努めてまいります。

厳しい経済環境と産業構造の変化という状況のもと、当社グループは、平成22年度から中期経営計画「TM AC Plan」を進めました。

「TM AC Plan」では、エネルギー・環境をキーワードとした新たな産業構造ピラミッドに寄与する先進商品を当社のコア技術を基盤に作り出すことに注力する「先進戦略」と、従来の産業構造ピラミッドのボリュームゾーンである新興国市場に対し、既存商品の商品力をブラッシュアップすることで市場拡大を目指す「拡張戦略」を同時並行で進めました。

平成28年度からスタートした中期経営計画「TM-PΣ Plan」(Toshiba Machine Profit Sigma Plan)では、「高収益体質への変革」と「選択と集中」の二つを基本方針といたしました。

「高収益体質への変革」では、当社グループ喫緊の課題である収益性の回復に向け、総原価を低減する各施策（原価低減、調達コストの削減、拠点の最適化、一般管理費の削減など）に取り組み、成形機セグメントを中心に成果が出始めています。今後も各施策を着実に実施して収益性の改善に努めてまいります。一方、「選択と集中」では現在活発な動きを示す市場・地域・顧客に対し経営リソースを集中し、当社グループが着実に成長していくための施策を進めてまいります。

また、ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底等に注力し、当社グループの将来を担う人材の育成、法令遵守および社会貢献など企業の社会的責任活動にも積極的に取り組んでまいります。

【中期経営計画 TM-PΣ Planについて】

「TM-PΣ Plan」は、力を表す「Power」のP、利益を表す「Profit」のPと、総和の意味を持つ「Σ」により、当社グループ全員が共に創る意識を共有し、力の総和によって利益の総和を拡大していくことをコンセプトとしています。



(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 92 期 (平成26年度)	第 93 期 (平成27年度)	第 94 期 (平成28年度)	第 95 期 (平成29年度)
受 注 高(百万円)	124,754	120,021	117,021	128,139
売 上 高(百万円)	124,373	117,259	111,327	116,862
経 常 利 益(百万円)	6,542	4,966	5,406	6,982
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	4,312	4,806	1,776	5,016
1株当たり当期純利益(円)	28.36	31.61	11.87	41.57
総 資 産(百万円)	161,975	158,310	140,530	151,232
純 資 産(百万円)	93,669	93,345	77,120	81,334

(注) 「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社の状況
当社には会社法に規定される親会社はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
東芝機械エンジニアリング株式会社	100 百万円	100.0 %	成形機等の販売・サービス、システムエンジニアリング事業
東 栄 電 機 株 式 会 社	350 百万円	100.0	各種制御、電気装置の製造・販売
株 式 会 社 不 二 精 機 製 造 所	390 百万円	100.0	工作機械等の製造・販売
芝 浦 セ ム テ ッ ク 株 式 会 社	50 百万円	100.0	環境測定機器の販売・サービス、環境測定・分析業務
芝 浦 産 業 株 式 会 社	50 百万円	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	82,770 千人民元	100.0	成形機、産業用ロボットの製造・販売
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	3,139 千人民元	100.0	成形機、工作機械等の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	3,514 千人民元	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	3,500 千香港ドル	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	800,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機の製造・販売
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	173,000 千インドルピー	※ 100.0	成形機の製造・販売・サービス
TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	54,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	2,400 千シンガポールドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	23,000 千米ドル	100.0	成形機、工作機械等の販売・サービス

- (注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、主要製品は、次のとおりであります。

事業	主 要 製 品
成形機事業	射出成形機 ダイカストマシン 押出成形機
工作機械事業	大型機 門形機 横中ぐり盤 立旋盤 精密加工機
その他の事業	産業用ロボット 電子制御装置

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

当 社	本 社	沼津本社（静岡県沼津市大岡2068番地の3）
	本 店	東京本店（東京都千代田区内幸町2丁目2番2号）
	支 店	東北支店（宮城県仙台市） 中部支店（愛知県名古屋市） 関西支店（大阪府大阪市） 九州支店（福岡県福岡市）
	営 業 所	高崎営業所（群馬県高崎市） 浜松営業所（静岡県浜松市） 広島営業所（広島県広島市） 尾道営業所（広島県尾道市）
	工 場	沼津工場（静岡県沼津市） 相模工場（神奈川県座間市） 御殿場工場（静岡県御殿場市）

② 国内子会社の主要な営業所および工場

東芝機械エンジニアリング株式会社	本 社、プラスチック本部(静岡県沼津市) ダイカスト本部(神奈川県座間市)
東栄電機株式会社	静岡県三島市
株式会社不二精機製造所	静岡県駿東郡長泉町
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市

③ 海外子会社の主要な営業所および工場

TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	中国 上海市
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	中国 上海市
TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	中国 深せん市
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	香港
TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	タイ ラヨン県
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ市
TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコク都
TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	シンガポール
TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	米国 イリノイ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,273名	+37名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,770名	-17名	43.2歳	19.6年

(注) 上記には、使用人兼務取締役および子会社等への出向者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,466百万円
株式会社静岡銀行	3,466

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 360,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 149,885,530株 (自己株式 29,203,575株を含む)
 (3) 株主数 8,415名 (前期末比 1,276名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,853千株	8.99%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,814	7.30
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505253	4,382	3.63
株式会社東芝	3,338	2.77
株式会社静岡銀行	2,980	2.47
THE BANK OF NEW YORK, NON-TREATY JASDEC ACCOUNT	2,928	2.43
株式会社三井住友銀行	2,682	2.22
BBH FOR GLOBAL X ROBOTICS AND ARTIFICIAL INTELLIGENCE ETF	2,672	2.22
トヨタ自動車株式会社	2,420	2.01
東芝機械従業員持株会	2,419	2.01

- (注) 1. 当社は、自己株式を29,203,575株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、平成29年5月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき自己株式を消却することを決議し、平成29年6月12日付で17,000,000株（消却前の発行済株式総数に対する割合：10.2%）の自己株式を消却いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

(平成30年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯村幸生	一般社団法人日本工作機械工業会会長
代表取締役社長	三上高弘	
代表取締役専務執行役員	坂元繁友	工作機械ユニット長兼コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼御殿場工場長、経営企画本部分担、TQM推進室分担、リスクマネジメントオフィサー
取締役専務執行役員	八木正幸	先進機械ユニット長兼技術・品質本部長、品質保証統括責任者
取締役常務執行役員	伊東克雄	生産本部長兼沼津工場長兼材料加工事業部長、全社環境責任者
取締役執行役員	小林昭美	管理本部長兼相模工場長、制御システム事業部分担
取締役執行役員	小池純	成形機ユニット長兼東京本店長、営業推進部分担、営業統括責任者
取締役	小倉良弘	ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株式会社社外取締役
取締役	佐藤潔	
常勤監査役	牧野輝幸	
常勤監査役	辻眞	
監査役	宇佐美豊	マネジメント・パワー・エクステンジ株式会社代表取締役、宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、西川計測株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社パデコ社外監査役、東京海上プライベートリート投資法人監督役員

(注) 1. 平成29年6月23日開催の第94回定時株主総会において、新たに小池純氏および佐藤潔氏が取締役に就任いたしました。

- 平成29年6月23日付で取締役常務執行役員八木正幸氏は取締役専務執行役員に、取締役執行役員伊東克雄氏は取締役常務執行役員にそれぞれ就任いたしました。
- 取締役小倉良弘、佐藤潔の両氏は、社外取締役であります。
- 常勤監査役牧野輝幸氏、監査役宇佐美豊氏は、社外監査役であります。
- 監査役宇佐美豊氏は、公認会計士・税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 取締役小倉良弘、佐藤潔の両氏ならびに常勤監査役牧野輝幸氏および監査役宇佐美豊氏の4名は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 当社では当事業の一層のグローバル化、複雑化およびスピード化への対応ならびに今後の企業運営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。平成29年6月23日付で16名（取締役兼務者6名を含む）が執行役員に就任いたしました。
- 当事業年度中に退任した役員の状況は以下のとおりです。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
秋山 寛	平成29年12月12日	逝去	社外取締役

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取 （うち社外取締役）	10名 （3）	235百万円 （25）
監 （うち社外監査役）	3 （2）	48 （29）
合 計	13	284

- (注) 1. 上記には、平成29年12月12日に逝去により退任した社外取締役1名を含んでおります。
- 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 - 取締役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。
 - 監査役の報酬限度額は、平成20年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
 - 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 秋山寛

ア. 重要な兼職先と当社との関係

該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち、平成29年12月12日に逝去により退任するまでに開催された取締役会13回すべてに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役秋山寛氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しておりました。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としておりました。

② 取締役 小倉良弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

取締役小倉良弘氏は、ひびき法律事務所弁護士、日鉄住金物産株式会社社外取締役であります。なお、当社とひびき法律事務所、日鉄住金物産株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、これまでの弁護士としての活動における豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役小倉良弘氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 取締役 佐藤潔

ア. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会18回のうち就任後に開催された14回すべてに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役佐藤潔氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 常勤監査役 牧野輝幸

ア. 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。

⑤ 監査役 宇佐美豊

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査役宇佐美豊氏は、マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社代表取締役、宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、西川計測株式会社社外取締役（監査等委員）、株式会社パデコ社外監査役、東京海上プライベートリート投資法人監督役員であります。なお、当社とマネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社、宇佐美公認会計士・税理士事務所、西川計測株式会社、株式会社パデコ、東京海上プライベートリート投資法人との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会18回すべてに出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査役会

当事業年度に開催された監査役会14回すべてに出席し、社外監査役として行なった監査の報告をし、毎回他の監査役が行なった監査について適宜質問をするともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査役宇佐美豊氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	50百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	50

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行なったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外連結子会社TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED およびTOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAの3社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「東芝機械グループ経営理念」「東芝機械グループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
- ② 当社の取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- ③ 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務遂行状況の報告を受けるとともに、法令等遵守に関する必要事項について取締役等に随時報告させる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社の取締役は、法令および「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに、重要な職務執行および決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。取締役および監査役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- ② 当社の取締役は、情報の管理について、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうリスク管理委員会を設置する。リスク管理統括は、法務部門がこれを行なう。また、当社グループのビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、企画部門がこれを統括する。
- ② 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」および「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- ① 当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図る。
- ② 当社の取締役は、「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営会議、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行なう。
- ③ 当社の取締役会は、経営の基本方針、当社グループの中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- ④ 当社の取締役会は、取締役および執行役員の権限、責任の分配を適正に行ない、取締役は、「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」および「決裁権限基準」に基づき、従業員の権限、責任を明確化する。
- ⑤ 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- ⑥ 当社の取締役は、経営戦略会議、経営会議、月次報告会において、当社グループの年度予算、半期予算の達成フォロー、適正な業績評価を行なう。

(5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、従業員に「東芝機械グループ行動基準」を遵守させる。
- ② 当社のリスクマネジメントオフィサー（RMO）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスおよびリスクに関する施策を立案、推進する。
- ③ 当社の取締役は、内部通報体制を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「東芝機械グループ行動基準」に明記する。
- ④ 当社の内部監査部門は、従業員の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、当社グループの内部監査を実施する。

(6) 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社に対し、「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経営管理を行なう。
- ② 子会社は、「東芝機械グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
- ③ 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築し、子会社に推進させる。
- ④ 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「事前協議書」等に基づき当社に報告が行なわれる体制を構築する。
- ⑤ 国内子会社は、「東芝機械グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
- ⑥ 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況およびリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じセルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。

(7) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 当社の監査役から業務補助のための監査役スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、取締役と監査役が速やかに意見交換を行なう。
- ② 当該従業員は、取締役の指揮命令系統に属さず、監査役の指示のもと職務を遂行する。

(8) 監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査役に報告する。
- ② 当社の取締役および従業員は、「監査役に対する報告等に関する規程」に基づき、定期的に監査役に対して報告を行なうとともに、経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合はその都度、可及的速やかに監査役に対して報告を行なう。
- ③ 国内の子会社は、「東芝機械グループ監査役連絡会」等を通じ、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査役に報告する。
- ④ 当社の代表取締役社長は、監査役に対し経営会議等の監査役が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

(9) 当社の監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告をした当社グループの役職員については、報告を行なったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査役に対する報告等に関する規程」に明記する。

(10) 監査役職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(11) その他監査役職務の執行が実効的に行なわれることを確保するための体制

- ① 当社の代表取締役社長は、定期的に監査役と情報交換を行なう。
- ② 当社の取締役、従業員は、監査役の要請に応じてヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査役に報告する。
- ③ 当社の内部監査部門は、経営監査に係るセルフ・アセスメント・プログラムの実施結果を監査役に都度報告する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前述の「内部統制基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 当社では、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき任命される、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を取締役が務めている。このRMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうために設置されたリスク管理委員会を本事業年度において12回開催し、コンプライアンスの徹底等を図り、当社グループのリスクの管理および低減に努めた。
- ② 当社の取締役会は、いずれも独立役員である社外取締役2名を含む取締役9名で構成されており、監査役3名も出席した上で本事業年度において18回開催され、取締役の職務執行に対する適正な監督機能を果たしている。また、当社の取締役会は、執行役員を選任しており、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・命令のもと、各自の権限および責任の範囲で職務を執行することで、意思決定の迅速化、業務の効率化に寄与した。
- ③ 子会社については、適切なガバナンスのために定められた「東芝機械グループガバナンス基本方針」に基づき、事業運営に関して重要事項が生じた場合の事前協議書等に基づく報告体制により、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理を行なった。
- ④ 内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、監査役会と連携して事業活動が法令、定款、社内規程等に準拠し、適正かつ効率的に海外子会社を含む当社グループを対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長に報告した。
- ⑤ 監査役は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査役会に加えて適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有ならびに社外取締役・会計監査人との意見交換を通じて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行なった。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他従業員と対話を行ない、内部監査部門・会計監査人と連携し、取締役および従業員の職務の執行状況を監査した。また、グループ会社の取締役・監査役と意思疎通および情報交換を行ない、グループガバナンスの強化を図った。常勤監査役は、稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等の重要会議に出席し必要に応じ意見を述べた。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える大量買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、実際にこのような大量買付行為が行なわれる場合、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大量買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難であります。

また、株式の大量買付行為の中には、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するものがあります。

そこで、当社は、大量買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させ、大量買付者の提案について当社取締役会が評価・検討した結果を株主の皆様へ提供し、場合によっては大量買付者と交渉・協議を行ない、経営方針等の代替案を株主の皆様へ提示することが、当社取締役会としての責務であると考えております。また、当社の企業価値および株主共同の利益を毀損するような大量買付行為に対しては、対抗措置を準備しておくことも、当社取締役会としての責務であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、①常に変化の先頭に立つ、②商品力の強化、③CSR（企業の社会的責任：Corporate Social Responsibility）・コーポレートガバナンスの強化の3つを柱とした経営方針およびそれを具現化する中期経営計画を実行することが、当社の企業価値および株主共同の利益を維持・向上するものと考えております。

中期経営計画につきましては、平成25年度からの3年間を「TM AC Plan Advanced」（Toshiba Machine Adapt to the Change Plan Advanced）として展開してきましたが、平成28年度より新中期経営計画である「TM-PΣ Plan」（Toshiba Machine Profit Sigma Plan）をスタートさせました。これまでの中期経営計画のコンセプトである「先進と拡張」の考えは継承しつつ、新たに「高収益体質への変革」と「選択と集中」の二つを基本方針といたしました。

「高収益体質への変革」では、当社グループ喫緊の課題である収益性の回復に向け、総原価を低減する各施策を着実に実施してまいります。一方、「選択と集中」では現在活発

な動きを示す市場・地域・顧客に対し経営リソースを集中し、グループが着実に成長していくための施策を進めてまいります。また、これらの取組みにより、当社の企業価値向上およびグローバル市場における事業の優位性確保を図ってまいります。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 大量買付ルールの概要

当社の大量買付ルール（以下「本ルール」といいます。）は、当社株式の大量買付行為を行なう者（以下「大量買付者」といいます。）が遵守すべき手続を明確にし、大量買付行為は、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の検討期間が経過した後に開始されるものとします。また、大量買付者が本ルールを遵守しない場合または大量買付行為によって当社の企業価値および株主共同の利益が毀損され対抗措置の発動が相当と認められる場合には、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることの防止を目的として対抗措置を発動いたします。

(2) 本ルールの手続の流れ

大量買付者には、大量買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様のご判断および当社取締役会の意見形成のために必要な情報および本ルールに従う旨の誓約文言等を記載した書面（意向表明書）を、当社の定める書式により、提供していただきます。

当社取締役会は、大量買付者に対し情報提供完了通知を行ない、その後60営業日（最大90営業日まで延長可能）を取締役会検討期間として、大量買付者からの提供情報の評価・検討を行ない、大量買付行為は取締役会検討期間経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会検討期間内において外部専門家等の意見を聞きながら、提供された情報を十分に評価・検討し、当社の業務執行を行なう経営陣から独立している者から構成される独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動の是非について決定いたします。独立委員会は、本ルールの実施にあたり当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、大量買付者から提供された買付情報ならびに買付情報に対する当社取締役会による評価および検討の結果を勘案して、当社取締役会に対する勧告を行ないます。

また、当社取締役会は、必要に応じ、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件改善について交渉または協議を行ない、あるいは、独立委員会に諮問のうえ当社取締役会として株主の皆様に対し当社の経営方針等についての代替案を提示することもあります。

- (i) 対抗措置を発動しない場合
大量買付者が本ルールを遵守した場合には、当社取締役会が、当該大量買付行為に反対であったとしても、当該買付行為に対する反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行なう可能性はあるものの、原則として対抗措置は発動せず、大量買付者の買付提案等に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案等および当社取締役会が提案する意見および代替案をご考慮のうえご判断いただくこととなります。
- (ii) 対抗措置を発動する場合
大量買付者が本ルールを遵守しない場合や、遵守した場合であっても、当該大量買付行為が当社の定める一定の事由に該当する場合その他当社の企業価値または株主共同の利益に著しい損害をもたらすことが明らかであって、かつ、対抗措置を発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会に諮問のうえ、行使条件および取得条項を付した新株予約権の無償割当て等の対抗措置の発動を決定いたします。対抗措置発動の決定には、当社取締役会の判断により、具体的な対抗措置を決定したうえで、独立委員会の勧告を受けて、株主意思の確認のための株主総会を招集して、対抗措置の発動に関する議案を付議することがあります。
なお、対抗措置発動による影響については、当社取締役会としましては、対抗措置の仕組上、対抗措置の発動によって、株主の皆様（大量買付者およびそのグループを除く）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。
- (3) 本ルールの有効期間
本ルールの有効期間は、平成31年3月期の定時株主総会の終結時までとなります。
4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものではないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由
- (1) 対応方針が基本方針に沿うものであること
本ルールは、当社の企業価値および株主共同の利益を維持し、向上させるための枠組みであり、当社の基本方針に沿うものです。
- (2) 本ルールが株主共同の利益を損なうものではないこと
本ルールは、株主の皆様をして大量買付行為に応じるか否かについて適切にご判断を可能ならしめ、かつ、大量買付者が従うべきルールならびに当社が発動できる対抗措置の要件および内容をあらかじめ合理的な内容で設定するものであり、当社の企業価値および株主共同の利益の維持または向上を目的とするものです。
本ルールは上記目的のための枠組みとして平成28年6月24日開催の第93回定時株主総会で株主の皆様のご承認をいただいております。

(3) 本ルールが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本ルールにおいては、対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本ルールにおいては、当社取締役会は、大量買付者からの買付提案への評価・検討の際に外部専門家に適宜諮問し助言を受けます。そして、対抗措置の発動の手段としては、当社取締役会から独立した独立委員会の勧告を最大限尊重するとともに、必要に応じて株主の皆様のご意思を確認するための株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認するものとし、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

(注) 以上は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要です。で、詳しい内容については当社ウェブサイト (<http://www.toshiba-machine.co.jp/documents/jp/ir/library/bouei.pdf>) をご参照ください。

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、財務体質を強化しつつ、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆様への適正な利益還元を実施してまいります。

なお、当期につきましては、第2四半期末配当7円を実施いたしました。期末配当につきましては、1株につき7円とし、年間で14円の配当とさせていただきます。

連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	110,129	流動負債	57,827
現金及び預金	30,394	支払手形及び買掛金	29,835
受取手形及び売掛金	38,531	短期借入金	14,390
有価証券	404	リース債務	26
商品及び製品	8,811	未払法人税等	865
仕掛品	24,765	未払費用	5,247
原材料及び貯蔵品	78	前受金	5,117
繰延税金資産	2,922	製品保証引当金	597
その他の流動資産	4,290	その他の流動負債	1,747
貸倒引当金	△67	固定負債	12,070
固定資産	41,103	リース債務	52
有形固定資産	21,305	長期未払金	5
建物及び構築物	11,944	繰延税金負債	2,582
機械装置及び運搬具	2,167	役員退職慰労引当金	30
土地	6,450	退職給付に係る負債	9,312
リース資産	76	資産除去債務	50
建設仮勘定	105	その他の固定負債	36
その他の有形固定資産	560	負債合計	69,898
無形固定資産	740	(純資産の部)	
その他の無形固定資産	740	株主資本	77,164
投資その他の資産	19,057	資本金	12,484
投資有価証券	18,255	資本剰余金	11,538
出資金	170	利益剰余金	69,514
長期貸付金	19	自己株式	△16,373
繰延税金資産	91	その他の包括利益累計額	4,170
その他の投資	599	その他有価証券評価差額金	3,684
貸倒引当金	△77	繰延ヘッジ損益	2
資産合計	151,232	為替換算調整勘定	1,606
		退職給付に係る調整累計額	△1,123
		純資産合計	81,334
		負債・純資産合計	151,232

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結損益計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	額
売上高		116,862
売上原価		83,712
売上総利益		33,150
販売費及び一般管理費		28,509
営業利益		4,640
営業外収益		
受取利息及び配当金	453	
その他の営業外収益	2,529	2,982
営業外費用		
支払利息	100	
その他の営業外費用	540	640
経常利益		6,982
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	16	31
特別損失		
固定資産処分損	107	
減損損失	1	
関係会社株式評価損	44	152
税金等調整前当期純利益		6,860
法人税、住民税及び事業税	1,903	
法人税等調整額	△59	1,844
当期純利益		5,016
親会社株主に帰属する当期純利益		5,016

連結株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,484	19,600	67,534	△25,898	73,722
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,568		△1,568
親会社株主に帰属する当期純利益			5,016		5,016
自 己 株 式 の 取 得				△5	△5
自 己 株 式 の 消 却		△8,062	△1,467	9,530	－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	△8,062	1,979	9,524	3,441
当 期 末 残 高	12,484	11,538	69,514	△16,373	77,164

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	3,210	1	1,600	△1,415	3,397	77,120
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,568
親会社株主に帰属する当期純利益						5,016
自 己 株 式 の 取 得						△5
自 己 株 式 の 消 却						－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	473	0	6	292	772	772
当 期 変 動 額 合 計	473	0	6	292	772	4,214
当 期 末 残 高	3,684	2	1,606	△1,123	4,170	81,334

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社数 14社

[主要な連結子会社名]

東芝機械エンジニアリング(株)、東栄電機(株)、(株)不二精機製造所、芝浦セムテック(株)、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED、TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.、TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA

- (2) 非連結子会社数 8社

[主要な非連結子会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社（8社）の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社 1社 (株)ニューフレアテクノロジー

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社数 8社

関連会社数 1社

[主要な非連結子会社・関連会社名]

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社（8社）及び関連会社（1社）の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除いております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

建物……………当社及び(株)不二精機製造所は、定額法を採用しております。
他の国内連結子会社については、平成10年4月1日以降に取得した建物は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。

建物以外……………定率法を採用しております。
ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上していません。

8. 退職給付に係る会計処理の方法
 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。
9. ヘッジ会計の方法
 主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
10. 消費税等の会計処理
 税抜方式を採用しております。
11. 連結納税制度の適用
 連結納税制度を適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 56,347百万円
 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額60百万円を含んでおります。
2. 保証債務
 金融機関等に対する支払保証
- | | |
|-------------------------------|----------|
| Wells Fargo Equipment Finance | 697百万円 |
| TM Acceptance Corp. | 373百万円 |
| TCF Financial Corp. | 12百万円 |
| 計 | 1,083百万円 |
3. コミットメントライン契約
 当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。
- | | |
|---------------|-----------|
| コミットメントラインの総額 | 10,000百万円 |
| 借入実行残高 | -百万円 |
| 差引額 | 10,000百万円 |

4. 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれております。

受取手形	858百万円
支払手形	31百万円

連結損益計算書に関する注記

関係会社株式評価損は、非連結子会社であるTOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.の株式に係る評価損であります。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	149,885,530株
------	--------------

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
平成29年5月10日取締役会	普通株式	724	6.00	平成29年3月31日	平成29年6月2日
平成29年11月7日取締役会	普通株式	844	7.00	平成29年9月30日	平成29年12月4日
計		1,568			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成30年5月9日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

① 配当金の総額	844百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	7.00円
④ 基準日	平成30年3月31日
⑤ 効力発生日	平成30年6月4日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。

また、投資有価証券は株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であります。なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	30,394	30,394	—
(2) 受取手形及び売掛金	38,531	38,531	0
(3) 有価証券及び投資有価証券	18,206	20,501	2,295
(4) 支払手形及び買掛金	(29,835)	(29,835)	—
(5) 短期借入金	(14,390)	(14,390)	—
(6) デリバティブ取引 (*2)	(16)	(16)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(*3) 為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

また、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている短期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該短期借入金の時価に含めて記載しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。上場株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、並びに (5) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) デリバティブ取引

時価の算定方法は、先物為替相場によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額452百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	673円96銭
1株当たり当期純利益	41円57銭

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	82,352	流動負債	48,762
現金及び預金	18,802	支払手形	1,927
受取手形	6,381	買掛金	23,873
売掛金	29,984	短期借入金	14,390
商品及び製品	3,213	リース債務	10
仕掛品	17,792	未払金	69
原材料及び貯蔵品	32	未払法人税等	617
短期貸付金	332	未払費用	3,664
未収入金	2,979	前受金	3,269
繰延税金資産	1,863	製品保証引当金	503
その他の流動資産	995	その他の流動負債	436
貸倒引当金	△24	固定負債	7,068
固定資産	33,859	リース債務	19
有形固定資産	17,083	長期未払金	5
建物及び構築物	9,333	繰延税金負債	737
機械及び装置	1,626	退職給付引当金	6,255
車両及び運搬具	13	資産除去債務	50
工具、器具及び備品	326	負債合計	55,831
土地	5,688	(純資産の部)	
リース資産	27	株主資本	56,703
建設仮勘定	66	資本金	12,484
無形固定資産	328	資本剰余金	11,538
その他の無形固定資産	328	資本準備金	11,538
投資その他の資産	16,447	利益剰余金	49,054
投資有価証券	7,991	その他利益剰余金	49,054
関係会社株式	6,728	固定資産圧縮積立金	223
関係会社出資金	1,450	繰越利益剰余金	48,830
長期貸付金	19	自己株式	△16,373
その他の投資	319	評価・換算差額等	3,676
貸倒引当金	△63	その他有価証券評価差額金	3,673
資産合計	116,212	繰延ヘッジ損益	2
		純資産合計	60,380
		負債・純資産合計	116,212

損 益 計 算 書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金	額
売 上 高		89,678
売 上 原 価		71,011
売 上 総 利 益		18,667
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		18,018
営 業 利 益		649
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	3,448	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1,545	4,993
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	96	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	456	552
経 常 利 益		5,090
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	11	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	16	27
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	103	
減 損 損 失	1	
関 係 会 社 株 式 評 価 損	44	148
税 引 前 当 期 純 利 益		4,970
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	680	
法 人 税 等 調 整 額	△288	392
当 期 純 利 益		4,577

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本										
	資 本 金	資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計	
		資 準	本 金	そ の 他 資 剰 余 金	資 剰 余 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計			
当 期 首 残 高	12,484	11,538	8,062	19,600	232	47,280	47,512	△25,898	53,700		
当 期 変 動 額											
固定資産圧縮積立金の取崩					△9	9	－		－		
剰 余 金 の 配 当						△1,568	△1,568		△1,568		
当 期 純 利 益						4,577	4,577		4,577		
自 己 株 式 の 取 得								△5	△5		
自 己 株 式 の 消 却			△8,062	△8,062		△1,467	△1,467	9,530	－		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									－		
当 期 変 動 額 合 計	－	－	△8,062	△8,062	△9	1,550	1,541	9,524	3,003		
当 期 末 残 高	12,484	11,538	－	11,538	223	48,830	49,054	△16,373	56,703		

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	3,210	1	3,212	56,913
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△1,568
当 期 純 利 益				4,577
自 己 株 式 の 取 得				△5
自 己 株 式 の 消 却				－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	463	0	464	464
当 期 変 動 額 合 計	463	0	464	3,467
当 期 末 残 高	3,673	2	3,676	60,380

個別注記表

重要な会計方針に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……定額法を採用しております。

建物以外……定率法を採用しております。

ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。

5. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 47,449百万円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額60百万円を含んでおります。

2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 10,796百万円
短期金銭債務 2,090百万円

3. 取締役、監査役に対する金銭債務
長期金銭債務 5百万円

4. コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額 10,000百万円
借入実行残高 ー百万円
差引額 10,000百万円

5. 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。

なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

受取手形 641百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

売上高	21,668百万円
仕入高	18,166百万円
営業取引以外の取引高	3,345百万円

2. 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、非連結子会社であるTOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.の株式に係る評価損であります。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	29,203,575株
------	-------------

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生主な原因は、退職給付引当金、未払従業員賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生主な原因は、その他有価証券評価差額によるものです。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

該当する事項はございません。

2. 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取 引 の 内 容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)		
子 会 社	東芝機械 エンジニアリング(株)	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	2,417	受 取 手 形	217		
						売 掛 金	253		
子 会 社	東栄電機(株)	所有 直接 100%	東栄電機(株)製品・部品の 購入	製品・部品の 購入 (注1)	9,793	買 掛 金	1,160		
子 会 社	TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	所有 直接 100%	当社部品の販売	部品の販売 (注1)	1,946	売 掛 金	992		
				技術使用契約の締結		技術使用料の 受取 (注3)	435	売 掛 金	110
				TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. 製品・部品の購入		製品・部品の 購入 (注1)	6,003	買 掛 金	493
子 会 社	TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	97	売 掛 金	50		
				資金の援助		利息の受取 (注2)	6	短期貸付金	332
子 会 社	TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITED	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	6	売 掛 金	2		
子 会 社	TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	1,257	売 掛 金	439		
子 会 社	TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICA	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	10,847	売 掛 金	5,365		

取引条件及び取引条件の決定方針

(注1) 取引価格その他の取引条件につきましては、市場価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(注3) 技術使用料につきましては、締結した契約に基づき決定しております。

(注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

3. 兄弟会社等

該当する事項はございません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当する事項はございません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 500円33銭

1株当たり当期純利益 37円93銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

東芝機械株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 小野 信行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 清本 雅哉 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東芝機械株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東芝機械株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年5月11日

東芝機械株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 小野 信行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 清本 雅哉 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東芝機械株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第95期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、職務の分担、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、また、社外取締役と定期的な意見交換を行ない連携の強化に取組み、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な拠点において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、四半期毎に行なう子会社監査役とのグループ監査役連絡会を通じて意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社取締役から事業の報告を受け、調査を行ないました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成30年5月16日

東 芝 機 械 株 式 会 社 監 査 役 会

常勤監査役 牧 野 輝 幸 ㊟
(社外監査役)

常勤監査役 辻 眞 ㊟

監 査 役 宇 佐 美 豊 ㊟
(社外監査役)

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 株式併合の件

1. 株式併合を行なう理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に集約することを目ざしています。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を踏まえ、平成30年5月16日開催の取締役会において、本議案が原案どおり承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更することを決議いたしました。

これに合わせて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）にするとともに、当社株式を株主の皆様が安定的に保有していただくことや中長期的な株価変動等も勘案し、株式併合（5株を1株に併合）を実施するものであります。

2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合後の発行済株式総数は29,977,106株となります。

また、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

72,000,000株

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

【ご参考】

本議案が原案どおり可決された場合には、会社法第182条第2項および同法第195条第1項の定めに従い、定款一部変更の株主総会決議を経ずに、平成30年10月1日をもって当社定款の一部が以下のとおり変更されます。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億6千万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>7千2百万株</u> とする。 (単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員9名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。略歴等は52ページから56ページをご参照ください。

候補者の番号	氏名	当社における現在の地位および担当	備考	取締役会出席状況
1	飯村幸生	代表取締役会長 最高経営責任者	再任	18回中18回 (100%)
2	三上高弘	代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員	再任	18回中18回 (100%)
3	坂元繁友	代表取締役専務執行役員 工作機械ユニット長兼コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼御殿場工場長、経営企画本部分担、TQM推進室分担	再任	18回中18回 (100%)
4	小林昭美	取締役執行役員 管理本部長兼相模工場長、制御システム事業部分担	再任	18回中18回 (100%)
5	小池純	取締役執行役員 成形機ユニット長兼東京本店長、営業推進部分担、営業統括責任者	再任	14回中13回 (93%)
6	後藤英一	執行役員 生産本部副本部長	新任	—
7	小倉良弘	社外取締役	再任 社外 独立	18回中18回 (100%)
8	佐藤潔	社外取締役	再任 社外 独立	14回中14回 (100%)
9	岩崎清悟	—	新任 社外 独立	—

(注) 小池純氏、佐藤潔氏の取締役会出席状況は、平成29年6月23日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

候補者の番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	<p>再任</p> <p>飯村幸生 (昭和31年6月17日)</p>	<p>昭和55年4月 当社入社</p> <p>平成12年10月 当社射出成形機技術部長</p> <p>平成16年10月 当社微細転写事業部長</p> <p>平成18年6月 当社取締役</p> <p>平成20年6月 当社技術統括部長</p> <p>平成21年6月 当社代表取締役社長</p> <p>平成25年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員</p> <p>平成29年4月 当社代表取締役会長 最高経営責任者(現任)</p> <p>平成29年5月 (一社)日本工作機械工業会会長(現任)</p>	105,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>飯村幸生氏は、平成21年に当社代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきました。平成29年4月からは、当社代表取締役会長に就任し、さらなる企業価値向上を旨とし当社グループの経営を担っております。今後もコーポレートガバナンスおよび経営体制の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)】</p> <p>18回中18回すべてに出席</p>	
2	<p>再任</p> <p>三上高弘 (昭和34年10月13日)</p>	<p>昭和57年4月 当社入社</p> <p>平成19年10月 当社ダイカストマシン営業部長</p> <p>平成23年6月 当社ダイカストマシン事業部長</p> <p>平成25年6月 当社執行役員、成形機ユニット副ユニット長</p> <p>平成26年6月 当社取締役執行役員、成形機ユニット長兼相模工場長</p> <p>平成27年6月 当社取締役常務執行役員</p> <p>平成28年6月 当社管理本部長兼東京本店長、営業推進部分担</p> <p>平成29年4月 当社代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員(現任)</p>	32,000株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>三上高弘氏は、事業部門および管理部門での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、平成29年4月に当社代表取締役社長に就任し、当社グループの経営を担っております。今後も当社グループ事業の推進と経営体制の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)】</p> <p>18回中18回すべてに出席</p>	

候補者の番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	<p>再任</p> <p>さかもと しげとも 坂元 繁友 (昭和33年5月22日)</p>	<p>昭和58年4月 当社入社</p> <p>平成18年6月 当社企画部長</p> <p>平成21年6月 当社取締役</p> <p>平成22年6月 当社東京本店長</p> <p>同年10月 当社グローバル戦略室長</p> <p>平成25年6月 当社取締役常務執行役員、コンポーネントユニット長兼企画本部長</p> <p>平成28年6月 当社代表取締役専務執行役員、コンプライアンス本部長兼輸出管理部長(現任)兼経営企画本部長兼相模工場長</p> <p>平成29年4月 当社工作機械ユニット長兼御殿場工場長(現任)</p> <p>同年6月 当社経営企画本部分担、TQM推進室分担(現任)</p>	24,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>坂元繁友氏は、取締役就任後、これまでの経営企画部門を中心とした豊富な経験と実績をもとに、海外事業を含めた当社グループ経営の中核を担っております。今後も当社のグループ経営およびグローバル展開の強化に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)】</p> <p>18回中18回すべてに出席</p>			
4	<p>再任</p> <p>こばやし あきよし 小林 昭美 (昭和35年11月14日)</p>	<p>昭和60年4月 当社入社</p> <p>平成16年10月 当社押出成形機技術部長</p> <p>平成25年6月 当社押出成形機事業部長</p> <p>平成26年6月 当社執行役員、先進機械ユニット副ユニット長</p> <p>平成27年6月 当社取締役執行役員(現任)、先進機械ユニット長</p> <p>平成28年6月 当社制御システム事業部分担(現任)</p> <p>平成29年4月 当社管理本部長兼相模工場長(現任)、成形機ユニット長</p>	14,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>小林昭美氏は、取締役就任後、これまでの押出成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、制御システム事業の分担および管理部門の観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展および管理部門の強化に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。</p> <p>【取締役会出席状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)】</p> <p>18回中18回すべてに出席</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名(生年月日)	略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
5	再任 小池純 (昭和37年6月19日)	昭和60年4月 当社入社 平成15年10月 当社射出成形機技術部開発設計担当グループマネージャー 平成21年4月 当社射出成形機技術部長 平成26年6月 当社射出成形機事業部長 平成28年6月 当社執行役員 平成29年6月 当社取締役執行役員、成形機ユニット長兼東京本店長、営業推進部分担、営業統括責任者(現任)	5,000株
	【取締役候補者とした理由】 小池純氏は、取締役就任後、これまでの射出成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、成形機ユニットの分担としての観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)】 18回のうち就任後に開催された14回中13回に出席		
6	新任 後藤英一 (昭和36年5月17日)	昭和59年4月 当社入社 平成15年10月 当社射出成形機製造部生産管理担当グループマネージャー 平成20年10月 TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 出向 平成25年6月 TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO., LTD. 董事・総経理(現任) 平成29年6月 当社執行役員、生産本部副本部長(現任)	4,000株
	【取締役候補者とした理由】 後藤英一氏は、入社以来射出成形機事業ならびに海外事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績を有しており、人格、見識ともに優れております。今後、当社グループの事業の発展に適任であり、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
7	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>小倉良弘 (昭和20年12月8日)</p>	<p>昭和48年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会)、新家猛法律事務所入所</p> <p>昭和57年4月 小倉・田中法律事務所(現、ひびき法律事務所)設立(現任)</p> <p>平成6年6月 東京航空計器(株)社外監査役</p> <p>平成21年6月 日鐵商事(株)(現、日鉄住金物産(株))社外監査役</p> <p>平成22年6月 当社独立委員会委員(現任)</p> <p>平成25年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>平成28年6月 日鉄住金物産(株)社外取締役(現任)</p>	1,000株
		<p>【社外取締役候補者とした理由】 小倉良弘氏は、人格、見識ともに優れており、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 小倉良弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である日鉄住金物産(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)】 18回中18回すべてに出席</p>	
8	<p>再任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>佐藤潔 (昭和31年4月2日)</p>	<p>昭和54年4月 東京エレクトロン(株)入社</p> <p>平成15年4月 同社社長付執行役員</p> <p>同年6月 同社代表取締役社長</p> <p>平成21年4月 同社取締役副会長</p> <p>平成23年6月 同社取締役 Tokyo Electron America, Inc.取締役会長 Tokyo Electron Europe Ltd.取締役会長</p> <p>平成25年11月 同社取締役 TEL Solar AG取締役社長</p> <p>平成28年6月 東京エレクトロン山梨(株)監査役</p> <p>平成29年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>同年7月 当社独立委員会委員(現任)</p>	0株
		<p>【社外取締役候補者とした理由】 佐藤潔氏は、人格、見識ともに優れており、海外事業も含めた他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 佐藤潔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。</p> <p>【取締役会出席状況(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)】 18回のうち就任後に開催された14回すべてに出席</p>	

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
9	<p>新任</p> <p>社外取締役候補者</p> <p>独立役員候補者</p> <p>いわさきせいご 岩崎清悟 (昭和21年10月8日)</p>	<p>昭和44年3月 静岡ガス(株)入社</p> <p>昭和63年7月 同社総合企画グループリーダー</p> <p>平成8年3月 同社取締役</p> <p>平成12年3月 同社常務取締役</p> <p>平成13年3月 同社専務取締役</p> <p>平成18年3月 同社代表取締役 取締役社長</p> <p>平成23年1月 同社代表取締役 取締役会長</p> <p>平成26年5月 スター精密(株)社外取締役(現任)</p> <p>平成27年6月 (株)村上開明堂社外取締役(現任)</p> <p>平成30年1月 静岡ガス(株)取締役特別顧問(現任)</p>	0株
	<p>【社外取締役候補者とした理由】 岩崎清悟氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かし、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 岩崎清悟氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である静岡ガス(株)、スター精密(株)、(株)村上開明堂と当社との間にも、特別の関係はありません。</p>		

- (注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 小倉良弘、佐藤潔、岩崎清悟の三氏は、社外取締役候補者であります。
3. 小倉良弘、佐藤潔の両氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって小倉良弘氏は5年、佐藤潔氏は1年となります。
4. 当社は、小倉良弘、佐藤潔の両氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、岩崎清悟氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、小倉良弘、佐藤潔の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、岩崎清悟氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役辻眞氏は本総会終結の時をもって辞任いたしますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、高橋宏氏は辻眞氏の補欠となるため、その任期は、当社定款の定めにより、残任期間であります就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
新任 <small>たか</small> <small>はし</small> <small>ひろし</small> 高 橋 宏 (昭和38年1月12日)	昭和60年4月 当社入社 平成22年6月 当社経理部長 平成25年6月 当社執行役員(現任)、企画本部副本部長 平成28年6月 当社経営企画本部副本部長兼経営企画部長 平成29年6月 当社経営企画本部長(現任)	6,000株
【監査役候補者とした理由】 高橋宏氏は、入社以来経理部門を中心に海外駐在も含めた業務の豊富な経験と実績を有しており、人格、見識ともに優れております。今後、専門的かつ客観的な視点から監査を行ない、経営の健全性確保に貢献することができるものと判断し、監査役候補者としております。		

(注) 上記の監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

平成29年6月23日開催の第94回定時株主総会において決議された補欠監査役今村昭文氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

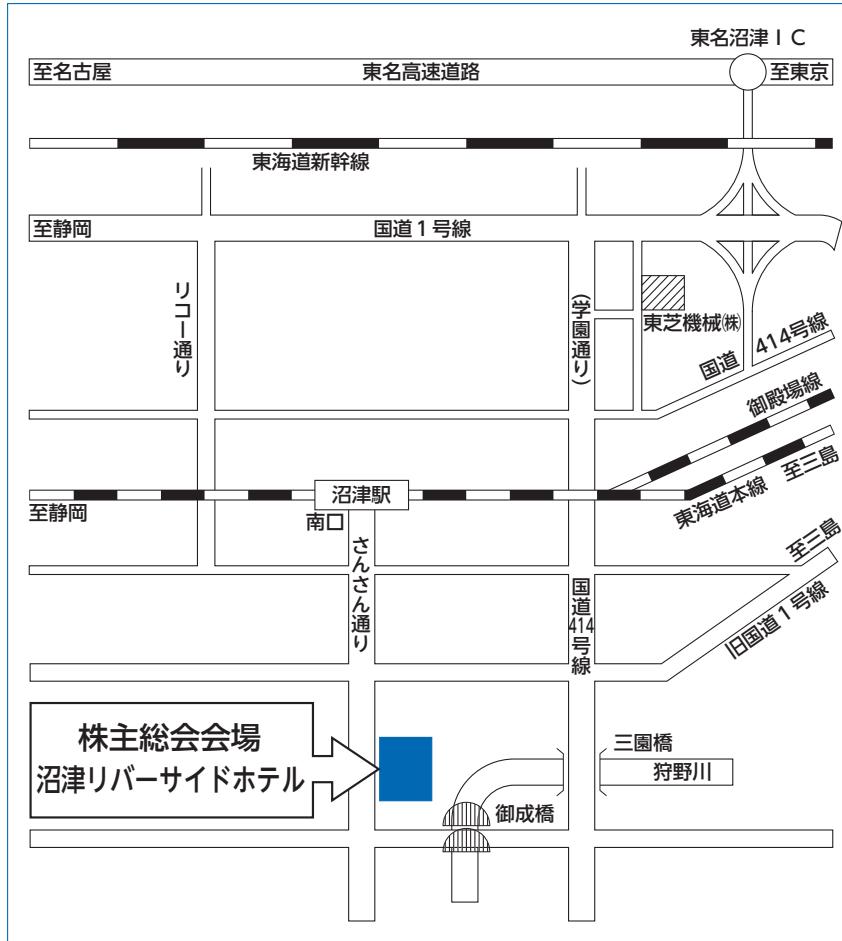
氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
いまむらあきふみ 今村昭文 (昭和28年4月18日)	昭和57年4月 弁護士登録(第一東京弁護士会) 平成元年4月 あたご法律事務所パートナー弁護士 平成15年5月 グリーンヒル法律特許事務所パートナー弁護士 (現任) 平成17年4月 第一東京弁護士会副会長 同年6月 J B C Cホールディングス(株)社外監査役 平成23年6月 伊藤ハム(株)社外監査役 平成28年4月 伊藤ハム米久ホールディングス(株)社外監査役 (現任) 同年6月 J B C Cホールディングス(株)社外取締役(監査等委員)(現任)	0株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 今村昭文氏は、人格、見識ともに優れており、また、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただけると判断し、補欠監査役候補者としております。</p> <p>【独立性について】 今村昭文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である伊藤ハム米久ホールディングス(株)、J B C Cホールディングス(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしております。</p>		

- (注) 1. 今村昭文氏は、社外監査役の要件を満たしております。
2. 今村昭文氏が監査役に就任した場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

株主総会会場ご案内図

静岡県沼津市上土町100番地の1
沼津リバーサイドホテル4階 シャングリラ



■交通のご案内 J R沼津駅(南口)から、徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。